

身体障害者等の方に対する自動車税の減免における生計を一にする家族の方等が運転する場合の自動車の使用目的範囲の拡大についてのお知らせ

愛知県で実施する身体障害者、知的障害者、精神障害者又は戦傷病者（以下「身体障害者等」といいます。）の方に対する自動車税の減免について、減免を受けようとする自動車を身体障害者等の方ご本人が運転せず生計を一にする家族の方等が運転する場合（以下「家族運転の場合」といいます。）、当該自動車の使用目的を「専ら身体障害者等の通学、通園、通院、通所又は生業のために足代わりとして使用するもの」としております。

この度、自動車税の身障減免制度の趣旨に鑑み、令和 9 年 4 月 1 日より、家族運転の場合の自動車の使用目的範囲を拡大します。

◎ 概要

家族運転の場合の使用目的範囲を拡大し、次のとおりとします。

拡大後	拡大前
専ら身体障害者等（身体障害者、知的障害者、精神障害者又は戦傷病者）の通学、通院、通所、生業 <u>その他の社会活動</u> のために足代わりとして使用することをいうもの	専ら身体障害者等（身体障害者、知的障害者、精神障害者又は戦傷病者）の通学、通園、通院、通所又は生業のために足代わりとして使用することをいうもの

※ここでいう「**その他の社会活動**」には、身体障害者等が自動車に同乗して社会生活を営むための全ての活動をいいます。（例：図書館、塾・習い事、買い物、レジャー、ボランティア活動、各種行事への参加など）

◎ 適用開始時期

令和 9 年 4 月 1 日から使用目的の範囲を拡大します。

したがって、令和 9 年度以降に課税される自動車税が対象になります。

◎ 経過措置

令和 8 年 10 月 1 日（木）から令和 9 年度課税分の自動車税の納期限である令和 9 年 5 月 31 日（月）までの間に自動車税の減免の申請をしていただくことで、令和 9 年度課税分の自動車税から減免を適用します。

また、今回の使用目的範囲の拡大を知らずに減免申請期限を経過してしまった場合であっても、令和 9 年度に限り、令和 9 年度中に申請があったときは、令和 9 年度課税分の自動車税についての減免を適用します。

◎ 減免の申請について

減免の申請は住所地を管轄している県税事務所で受付しております。

減免の申請をする時は、減免申請書のほかに提出いただく書類や提示いただく書類がありますので、詳しいことは、管轄の県税事務所へお問い合わせいただくか、税務課のホームページをご覧ください。



○ 自動車税のお問い合わせ先

名 称	所 在 地	電話（ダイヤルイン）	管 轄 区 域
名古屋東部県税事務所 自動車税グループ	〒460-8483 名古屋市中区新栄町2-9 (スカイオアシス栄内)	052-953-7847	名古屋市千種区・東区・中区・名東区
名古屋北部県税事務所 自動車税グループ	〒451-8555 名古屋市西區城西1-9-2	052-531-6305	名古屋市北区・西区・守山区、清須市、 北名古屋市、西春日井郡（豊山町）
名古屋西部県税事務所 自動車税グループ	〒454-8503 名古屋市中川区中郷1-3	052-362-3215	名古屋市中村区・中川区・港区
名古屋南部県税事務所 自動車税グループ	〒456-8558 名古屋市熱田区森後町8-2 2	052-682-8924	名古屋市昭和区・瑞穂区・熱田区・ 南区・緑区・天白区、豊明市、日進市、 長久手市、愛知郡（東郷町）
東尾張県税事務所 自動車税グループ	〒486-8515 春日井市鳥居松町3-6 5	0568-81-3139	瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、 小牧市、尾張旭市、岩倉市、丹羽郡（大 口町、扶桑町）
西尾張県税事務所 自動車税グループ	〒491-8506 一宮市新生2-2 1-1 2	0586-45-3170	一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、 弥富市、あま市、海部郡（大治町、 蟹江町、飛島村）
知多県税事務所 自動車税グループ	〒475-8505 半田市出口町1-3 6 (知多総合庁舎内)	0569-89-8176	半田市、常滑市、東海市、大府市、 知多市、知多郡（阿久比町、東浦町、 南知多町、美浜町、武豊町）
西三河県税事務所 自動車税グループ	〒444-8503 岡崎市明大寺本町1-4 (西三河総合庁舎内)	0564-27-2712	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、 西尾市、知立市、高浜市、額田郡 (幸田町)
豊田加茂県税事務所 自動車税グループ	〒471-8537 豊田市元城町4-4 5 (豊田加茂総合庁舎内)	0565-32-7483	豊田市、みよし市
東三河県税事務所 自動車税グループ	〒440-8528 豊橋市八町通5-4 (東三河県庁(東三河総合庁舎))	0532-35-6130	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、 田原市、北設楽郡（設楽町、東栄町、 （豊根村）